

令和 4 年 2 月

第 6 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

| | |
|-----------|--|
| 議案第 2 4 号 | 尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2 5 号 | 尼崎市公文書の管理等に関する条例について |
| 議案第 2 6 号 | 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2 7 号 | 尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2 8 号 | 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2 9 号 | 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 0 号 | 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について |
| 議案第 3 1 号 | 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 2 号 | 尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 3 号 | 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 4 号 | 尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 5 号 | 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 6 号 | 地方公営企業法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 7 号 | 尼崎市営住宅等基金条例について |
| 議案第 3 8 号 | 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 9 号 | 尼崎市消防団員の定員、任用、給与及びサービス等に関する |

る条例の一部を改正する条例について

議案第40号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について

<その他>

議案第41号

指定管理者の指定について（尼崎市立中央南生涯学習
プラザ）

議案第42号

包括外部監査契約の締結について

議案第43号

指定管理者の指定について（尼崎市立社会体育施設）

議案第44号

工事請負契約について（サンシビック尼崎大規模機械
設備改修工事）

議案第45号

工事請負契約について（サンシビック尼崎大規模電気
設備改修工事）

議案第46号

権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた
者の連帯保証人に対して有する権利）

議案第47号

指定管理者の指定について（尼崎市立あこや学園）

議案第48号

指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉
会館）

議案第49号

指定管理者の指定について（尼崎市立たじかの園）

議案第50号

指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉
センター）

議案第51号

指定管理者の指定について（尼崎市立城内青少年体育
道場）

議案第52号

指定管理者の指定について（尼崎市立立花青少年体育
道場及び尼崎市立園田青少年体育道場）

議案第53号

指定管理者の指定について（尼崎市尼崎学園）

議案第54号

工事請負契約について（第3工場跡地整備事業）

議案第55号

市道路線の認定について

議案第56号

指定管理者の指定について（記念公園）

条 例

議案第 24 号

尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例について

尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例

尼崎市育英事業基金条例（昭和 33 年尼崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「本市における」を「市の」に、「実施の」を「（以下「育英事業」という。）を実施する」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条を次のように改める。

（基金の種類及び額）

第 2 条 基金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 神崎製紙育英資金
- (2) 澤水育英資金
- (3) 「あましん」育英資金

2 前項各号に掲げる基金として積み立てる額は、当該基金の区分に応じ、当該各号に掲げる基金に係る育英事業に要する経費に充てるための寄付金の額とする。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（基金への編入）

第 4 条 基金から生ずる収益は、尼崎市特別会計育英事業費歳入歳出予算に計上して、当該収益が生ずる基金に編入するものとする。

第 5 条中「基金は、第 2 条に規定する奨学費に充てるため、特に」を「第 2 条第 1 項各号に掲げる基金は、それぞれその第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が」に改める。

第 6 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、この条例の施行について」に、「規則で」を「市長が」に改める。

付 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（説 明）

基金の種類を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市公文書の管理等に関する条例について

尼崎市公文書の管理等に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公文書の管理等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 公文書の管理（第 4 条－第 12 条）
- 第 3 章 特定歴史的公文書の保存、利用等（第 13 条－第 30 条）
- 第 4 章 尼崎市公文書管理委員会（第 31 条－第 38 条）
- 第 5 章 雑則（第 39 条－第 42 条）
- 第 6 章 罰則（第 43 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより、歴史的公文書の適切な保存、利用等その他の公文書の適正な管理等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関の職員（尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）にあっては、その役員及び職員。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画又は電磁的記録

(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市報、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の市長が別に定める施設において、市長が別に定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 歴史的公文書 次に掲げる情報が記録された公文書その他歴史資料として重要な価値を有する公文書をいう。

ア 市の組織及びその機能又は政策の検討過程、決定、実施若しくは実績に関する重要な情報

イ 市民の権利又は義務に関する重要な情報

ウ 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報

エ 本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報

(3) 実施機関 尼崎市議会、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長並びに土地開発公社をいう。

(4) 特定歴史的公文書 歴史的公文書のうち、第8条第1項の規定により市長が引き続き保存することを決定したもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたものをいう。

(法令等との関係)

第3条 公文書の管理等については、法令又は市の条例(この条例を除く。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(文書等の作成)

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程又は当該実施機関の事務若しくは事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように、文書等を作成しなければならない。ただし、処理に係る事案が軽微なものである場合は、この限りでない。

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書（特定歴史的公文書を除く。以下この章において同じ。）となるべき文書等を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、その公文書について、分類し、及び名称を付するとともに、保存期間及び保存期間が満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめなければならない。

3 実施機関は、前項の規定によりまとめた公文書の集合物（以下「簿冊」という。）について、分類し、及び名称を付するとともに、保存期間及び保存期間が満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、公文書又は簿冊の保存期間を延長することができる。

5 実施機関は、簿冊及び単独で管理している公文書（以下「簿冊等」という。）について、保存期間（前項の規定により保存期間が延長された場合にあっては、その延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書に該当する公文書が含まれる簿冊及び単独で管理している公文書で歴史的公文書に該当するものにあつては引き続き保存することの決定（市長以外の実施機関にあつては、市長への移管）の措置を、それ以外の簿冊等にあつては廃棄の措置を講ずべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、簿冊等について、その保存期間が満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために、適切な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(公文書管理簿)

第7条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間が満了する日、保存期間が満了したときの措置の内容その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（これらの事項を記録した電磁的記録を含む。以下「公文書管理簿」という。）を作成しなければならない。

2 実施機関は、公文書管理簿について、一般の閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

(保存期間が満了した簿冊等の取扱い)

第8条 市長は、保存期間が満了した簿冊等について、第5条第5項の規定により定めた措置の方針に基づき、引き続き保存することを決定し、又は廃棄しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、第5条第5項の規定により定めた措置の方針に基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 市長は、他の実施機関が保有する簿冊等について特に保存の必要があると認める場合には、当該実施機関に対し、当該簿冊等を廃棄しないよう求めることができる。

5 実施機関は、第1項又は第2項の規定により簿冊等を廃棄したときは、遅滞なく、その旨その他市長が必要と認める事項を尼崎市公文書管理委員会（第4章を除き、以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 市長以外の実施機関は、毎年度、公文書管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 市長は、第1項に規定するもののほか、公文書を適正に管理するために必要があると認める場合には、市長以外の実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は市長の補助機関である職員に実地調査をさせることができる。

(管理体制の整備)

第10条 実施機関は、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(市長の助言)

第11条 市長は、公文書を適正に管理するために必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、公文書の管理について助言することができる。

(指針等の策定)

第12条 市長は、公文書を適正に管理するため、この章の規定の適用に必要な公文書の管理に関する指針等を定めるものとする。

第3章 特定歴史的公文書の保存、利用等

(保存等)

第13条 市長は、特定歴史的公文書を永久に保存しなければならない。

2 市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために、適切な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史的公文書に個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録（当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下「特定歴史的公文書目録」という。）を作成し、公表しなければならない。

（利用請求権）

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対し、特定歴史的公文書目録に記録されている特定歴史的公文書の利用を請求することができる。

（利用請求の手續）

第15条 前条の規定による利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者は、市長が別に定める事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、当該利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求があった場合の措置）

第16条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報

エ 情報公開条例第7条第4号に掲げる情報

オ 情報公開条例第7条第6号ア又はオに掲げる情報

(2) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本が破損し、若しくは汚損するおそれがある場合その

他市長が特定歴史的公文書の管理上支障があると認める場合又は第28条の規定により実施機関が当該原本を現に利用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に前項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、第8条第3項の規定により当該特定歴史的公文書に意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されている場合であっても、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた特定歴史的公文書を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた特定歴史的公文書に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第17条 市長は、前条第1項(第1号イに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から当該情報が記録されている特定歴史的公文書について利用請求があった場合において、市長が別に定めるところによりその利用請求者が本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史的公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用決定等)

第18条 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、書面によりその旨その他市長が別に定める事項を通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る特定歴史的公文書の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければ

ばならない。

- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第19条 前条第1項又は第2項の規定による決定（以下「利用決定等」という。）は、当該利用決定等に係る利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第15条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第20条 利用請求に係る特定歴史的公文書が著しく大量であるため、当該利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、当該特定歴史的公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、当該部分以外の当該特定歴史的公文書については、相当の期間内に利用決定等をするれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、書面により市長が別に定める事項を通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 利用請求に係る特定歴史的公文書に国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人をいう。) 及び利用請求者以外の者(以下この条、第24条及び第26条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、市長は、利用決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、書面により当該特定歴史的公文書の名称その他市長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、前項に規定する場合において、その第三者に関する情報が記録されている特定歴史的公文書を利用させようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第2号イに掲げる情報又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第18条第1項の規定による決定(以下「利用決定」という。)に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、書面により当該特定歴史的公文書の名称その他市長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、特定歴史的公文書であって、第8条第3項の規定により市長以外の実施機関から第16条第1項第1号エに掲げる情報が記録されているとして意見が付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が特定歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該反対意見書に係る特定歴史的公文書について利用決定をするときは、当該利用決定の日と当該特定歴史的公文書を利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、当該利用決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、書面により当該利用決定をした旨及びその理由並びに当該特定歴史的公文書を利用させる日を通知しなければならない。

(利用の方法)

第 2 2 条 市長が特定歴史的公文書を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史的公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史的公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第 2 3 条 前条の規定による特定歴史的公文書の閲覧又はその写しの閲覧若しくは交付については、尼崎市手数料条例（昭和 4 0 年尼崎市条例第 1 4 号）第 2 条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

2 前条の規定により特定歴史的公文書の写しの交付を受ける者は、市長が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用決定等審査請求)

第 2 4 条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求（以下「利用決定等審査請求」という。）については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「不服審査法」という。）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

2 市長は、利用決定等審査請求があったときは、不服審査法第 2 4 条の規定により当該利用決定等審査請求を却下する場合を除き、次に掲げる者に対し、書面により利用決定等審査請求があった旨を通知しなければならない。

(1) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人（不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

(2) 当該利用決定等審査請求に係る特定歴史的公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前項の規定は、不服審査法第 4 3 条第 1 項の規定により市長が利用

決定等審査請求について委員会に諮問した場合について準用する。

(委員会の調査権限)

第25条 委員会は、不服審査法第43条第1項の規定により諮問された事項(以下「諮問事項」という。)を調査するために必要があると認めるときは、市長に対し、その諮問に係る利用決定等審査請求に係る特定歴史的公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史的公文書の開示を求めることができない。

2 市長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定による求めに応じて提示された特定歴史的公文書を閲覧させることができる。

4 委員会は、諮問事項を調査するために必要があると認めるときは、市長に対し、その諮問に係る利用決定等審査請求に係る特定歴史的公文書に記録されている情報の内容について委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、これを委員会に提出するよう求めることができる。

(第三者からの利用決定等審査請求を棄却する場合等における手続)

第26条 第21条第4項の規定は、市長が利用決定等審査請求に対して次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「当該利用決定の日と当該」とあるのは「利用決定等審査請求(第24条第1項に規定する利用決定等審査請求をいう。以下同じ。)に対する裁決をする日(以下「裁決日」という。))と当該利用決定等審査請求に係る」と、「利用決定後」とあるのは「裁決日以後」と、「利用決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

(1) 当該利用決定等審査請求(利用決定に対して第三者が行ったものに限る。)を却下し、又は棄却する裁決

(2) 当該利用決定等審査請求に係る利用決定等(当該利用決定等審査

請求に係る特定歴史的公文書の全部を利用させる旨のものを除く。)を変更し、当該利用決定等審査請求に係る特定歴史的公文書の全部又は一部を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第27条 市長は、特定歴史的公文書(第16条第1項の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用)

第28条 実施機関は、その所掌する事務又は業務を遂行するために必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、利用請求の手續によることなく特定歴史的公文書を利用することができる。

(特定歴史的公文書の廃棄)

第29条 市長は、特定歴史的公文書として保存している文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、当該文書等を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書等を廃棄するときは、あらかじめ、その適否について委員会に諮問しなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第30条 市長は、別に定めるところにより、毎年度、特定歴史的公文書の保存及び利用の状況について、その概要を公表しなければならない。

第4章 尼崎市公文書管理委員会

(設置)

第31条 公文書の管理等に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の附属機関として、尼崎市公文書管理委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第32条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 不服審査法の規定により不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項（利用決定等審査請求に係るものに限る。）を処理すること。
- (2) 第25条第1項、第3項又は第4項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 第29条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理等に関する重要な事項で市長が必要と認めるものを処理すること。

（組織等）

第33条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第35条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(部会)

第36条 委員会は、必要に応じ、第32条第1号及び第2号に掲げる事務を処理させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員3人以上で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

4 第34条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第34条第3項中「委員が」とあるのは「部会に属する委員が」と、前条第2項及び第3項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と、同条第4項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第37条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員(部会にあっては、その属する委員)以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第38条 第33条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(指定管理者等が保有する文書等の管理)

第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資している法人(土地開発公社を除く。)又は市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で市長が別に定めるもの(以下「指定管理者等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者等においてその保有する文書等の適正な管

理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(研修)

第40条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、歴史的公文書の保存等その他の公文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により市長以外の実施機関が歴史的公文書の保存等について研修を行うに当たり、必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

第41条 実施機関は、当該実施機関の組織について統合、廃止等の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、当該見直しの後においても適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が、又は市長以外の実施機関が市長と協議して定める。

第6章 罰則

第43条 第33条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市公文書管理制度審議会条例の廃止)

2 尼崎市公文書管理制度審議会条例（令和2年尼崎市条例第45号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第2章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得する文書等について

適用する。

4 実施機関は、施行日前に当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で公文書に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管理しなければならない。この場合において、歴史的公文書に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。

5 この条例の施行の際現に市長が歴史的公文書に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。

6 この条例の施行の際現に付則第2項の規定による廃止前の尼崎市公文書管理制度審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された尼崎市公文書管理制度審議会の委員（以下「廃止前審議会委員」という。）である者は、施行日に、第33条第2項の規定により、委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における廃止前審議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（準備行為）

7 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（招集の特例）

8 最初に招集される委員会は、第35条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（尼崎市行政不服審査会条例の一部改正）

9 尼崎市行政不服審査会条例（平成28年尼崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年尼崎市条例第

号)

(尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例の一部改正)

10 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例(平成28年尼崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「次号」の次に「及び第7号」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 第2条第1項第6号に掲げる事務(尼崎市公文書の管理等に関する条例(令和4年尼崎市条例第 号)の規定に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。) 尼崎市公文書管理委員会

(説明)

尼崎市における公文書の管理等に関し、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「445 人」を「460 人」に、「1, 445 人」を「1, 460 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

子育て世代の消防吏員のキャリア形成を踏まえた消防体制の整備に伴い、職員定数の増員を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年尼崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「の規定に基き、本市職員（」を「（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員（尼崎市公営企業管理者を含む。」に、「関し、規定することを目的」を「ついて必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（サービスの宣誓）

第 2 条 新たに職員となった者は、その任命権者が別に定める様式により宣誓書を作成し、これを当該任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の作成及び提出は、新たに職員となった者がその職務に従事する前に行うものとする。ただし、地震、火災、水害その他これらに類する緊急の事態に対応するため必要があると任命権者が認める場合は、その理由がやんだ後速やかに行えば足りる。

第 3 条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に、「関し」を「ついて」に改め、「ことができる」を削る。

第 1 号様式から第 3 号様式までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

サービスの宣誓の方法を改めるとともに、天災時等の場合の対応を明確にするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年尼崎
市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに第 9 条」を「、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項
並びに第 12 条第 1 項」に改める。

第 7 条の見出しを「（派遣職員に関する状況等の報告）」に改め、同
条中「任命権者」の前に「市長以外の」を、「市長が」の次に「別に」
を加え、「状況等及び」を「状況、」に、「状況等を」を「状況その他
市長が必要と認める事項を」に改める。

第 8 条中「市長が」を「任命権者が、又は市長及び尼崎市公営企業管
理者以外の任命権者が市長と協議して」に改め、同条を第 12 条とする。

第 7 条の次に次の 4 条を加える。

（退職派遣に係る特定法人等）

第 8 条 法第 10 条第 1 項の条例で定める株式会社は、尼崎交通事業振
興株式会社とする。

2 法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、第 2 条第 2 項各号に掲げ
る職員とする。

3 法第 10 条第 1 項の規定により退職派遣者（職員であった者で同条
第 2 項に規定する退職派遣者に該当するものをいう。以下同じ。）で
あった者を職員として採用する場合として同条第 1 項の条例で定める
場合は、次のとおりとする。

(1) 退職派遣者がその特定法人（法第 10 条第 1 項に規定する特定法

人をいう。以下同じ。)の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続きその特定法人の役職員として在職させることができないとき又は適当でない認められるとき。

ア 退職派遣者がその特定法人の業務に従事することが法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が、心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事由により退職派遣者であった者を職員として採用することが必要と認められる場合

4 法第10条第1項の規定により退職派遣者であった者を職員として採用することができない場合として同項の条例で定める場合は、退職派遣者がその特定法人の業務に従事すべき期間内に刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職していたならば地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

5 法第10条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 退職派遣者のその特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 退職派遣者のその特定法人の業務への従事の状況の連絡に関する事項

(退職派遣後職員の勤務条件)

第9条 任命権者は、別に定めるところにより、法第10条第1項の規定により採用した職員(以下「退職派遣後職員」という。)が退職派遣者としてその特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務と、退職派遣者がその特定法人の業務に従事していた期間を市の職務に従事していた期間とみなし、他の職員と

の権衡上必要と認められる調整を行ったうえで、退職派遣後職員の給与その他の勤務条件を定めなければならない。

(退職派遣後職員の退職手当の取扱い)

第10条 退職派遣後職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業の業務に従事するものを除く。以下この条において同じ。）に対する尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、退職派遣後職員が退職派遣者としてその特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を公務に係る通勤とみなす。

2 法第10条第1項の規定により、職員が、任命権者の要請に応じて特定法人（職員が任命権者の要請に応じて職員としての退職手当を支給されずに引き続いて当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）となった場合におけるその退職手当（これに相当する給付を含む。）の算定について、先の職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。）に使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるために退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて職員として採用される場合におけるその退職派遣後職員に係る退職手当条例第10条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 前項に規定する勤続期間の計算をする場合における特定法人役職員としての在職期間の計算については、市長が別に定める。

4 法第10条第1項の規定により、職員が、特定法人役職員となるために退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、その退職については、市長が別に定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する状況等の報告)

第 11 条 市長以外の任命権者は、市長が別に定めるところにより、退職派遣者のその特定法人における処遇の状況、退職派遣後職員の処遇の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

本市職員を派遣することができる団体に「尼崎交通事業振興株式会社」を加えるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 中「第 4 号」の次に「又は第 5 号」を加え、「その支給を一時差し止めた」を「次条第 1 項又は第 2 項の規定による支給の一時差止め（以下「一時差止処分」という。）の対象となった」に改め、同条第 1 号中「懲戒免職の処分」を「免職の処分（以下「懲戒免職処分」という。）」に改め、同条第 2 号中「第 28 条第 4 項の規定により失職した」を「第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至った」に改め、同条第 3 号中「基準日前」の前に「前 2 号に掲げる者のほか、」を加え、「（前 2 号に掲げる者を除く。）」を削り、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 次条第 1 項の規定による支給の一時差止めを受けた者（当該一時差止めを取り消された者を除く。）で、当該一時差止めの対象となった期末手当及び勤勉手当に係る支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの

第 21 条の 2 に次の 1 号を加える。

(5) 一時差止処分を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。）で、刑事事件（次条第 2 項の規定による支給の一時差止めを受けた者にあつては、その在職期間中の行為に係るものに限る。同条第 5 項（第 1 号及び第 2 号を除く。）において同じ。）に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 21 条の 3 第 6 項中「任命権者」の前に「市長以外の」を加え、

「場合は」を「ときは」に、「に通知しなければ」を「と協議しなければ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項ただし書中「その者の在職期間中の行為に係る」を削り、同項第1号中「場合」の次に「で、当該刑事事件に係る判決が確定した日から起算して3月を経過したとき。」を加え、同項第2号中「、当該」を「当該」に改め、「場合」の次に「で、当該処分があった日から起算して3月を経過したとき。」を加え、同項第3号中「その者の在職期間中の行為に係る」を削り、「に係る期末手当」を「の対象となった期末手当」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下「」及び「」という。）」を削り、「その旨を書面で」を「書面によりその旨を」に、「事由」を「理由」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「が次」を「について次」に、「、当該」を「、当該支給日に係る」に改め、同項第1号中「（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

任命権者は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされている職員（当該支給日の前日までに離職した者を除く。）について次のいずれかに該当する場合は、当該支給日に係る期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、

その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

期末手当及び勤勉手当の一時差止制度を導入するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例（平成29年尼崎市条例第31号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

中学校給食事業の開始に伴い、条例を廃止するため、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生徒」を「生徒等」に改める。

第 2 条第 5 号中「生徒」を「生徒等」に、「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 児童又は生徒等

第 3 条第 1 項第 4 号中「所得割の額」を「市町村民税の所得割（地方税法第 3 2 8 条の規定により課する所得割を除く。）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「所得割の額」という。）」に改め、同条第 2 項中「、同項第 3 号に該当しない児童等」を削る。

第 4 条第 1 項第 3 号ア(ア)中「、その」の次に「全ての」を加え、「当該」及び「（以下「全部助成対象幼児」という。）」を削り、同号ア(イ)中「（以下「一部助成対象幼児」という。）」を削り、同号イを次のように改める。

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額

第 4 条第 1 項第 4 号ア(イ)を削り、同号ア(ア)中「9 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある」を「(ア)に掲げる児童以外の」に、「保護者その他当該児童を扶養している者がいずれも低所得者に該当する」を「全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が 2 3 5, 0 0 0 円未満である」に、「6 0 0 円」を「4 0 0 円」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のよ

うに加える。

(7) 児童であつて、その保護者等（児童の保護者その他児童を扶養している者をいう。以下この号において同じ。）がいずれも低所得者に該当するもの 被保険者等負担額

第4条第1項第5号中「生徒」を「生徒等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 入院療養以外の対象医療である場合 次に掲げる生徒等の区分に応じ、当該(7)、(イ)又は(ウ)に定める額

(7) 15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある生徒等であつて、その保護者等（生徒等の保護者その他生徒等を扶養している者をいう。以下この号において同じ。）がいずれも低所得者に該当するもの 被保険者等負担額

(イ) 15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある生徒等（(7)に掲げる生徒等を除く。） 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満である場合は、400円）を控除した額

(ウ) (7)又は(イ)に掲げる生徒等以外の生徒等 0円

第4条第3項中「若しくはイ(イ)、第4号ア(7)」を「、第4号ア(イ)、第5号ア(イ)」に改め、同条第4項中「及びイ(イ)、第4号ア(7)並びに」を「、第4号ア(イ)、第5号ア(イ)及び」に改め、同条第6項中「（一部助成対象幼児に限る。）」を削り、「生徒」を「生徒等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第2条第5号、第3条第1項第3号及び第2項並びに第4条第1項第3号

イ、第4号ア及び第5号の規定は、この条例の施行の日以後の対象医療（尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第2条第11号アに規定する対象医療をいう。以下同じ。）に係る医療費助成（同条例第3条第1項に規定する医療費助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の対象医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

（説明）

乳幼児等医療費、こども医療費助成制度における助成額等の拡充に伴い、条例改正が必要なことから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和 3 8 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を第 1 5 条とし、第 7 条から第 1 1 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「設備その他の物件（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第 9 条とし、第 5 条を第 8 条とする。

第 4 条ただし書中「前条の許可（以下「利用許可」という。）」を「利用許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 4 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（禁止行為）

第 7 条 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(2) その他規則で定める行為

第 3 条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。

- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があるとき。

第3条を第5条とする。

第2条中「尼崎市稲葉荘3丁目9番26号」を「尼崎市三反田町1丁目1番1号」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。
(利用時間等)

第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

第1条の2を第2条とする。

別表（摘要を除く。）中「使用料」の次に「（1室につき）」を加え、同表大ホールの項中「810円」を「890円」に、「1,080円」を「1,180円」に、「1,620円」を「1,780円」に改め、同表会議室の項中「260円」を「280円」に、「540円」を「590円」に改め、同表和室の項を削り、同表摘要中「法人その他の団体」を「法人等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る利用許可（改正後の条例第5条第2項に規

定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説 明)

尼崎市立身体障害者福祉会館の位置及び使用料を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(12)の 2 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく営業の許可に係る
営業許可証の再交付 1 件 1,000 円

第 2 条に次の 1 号を加える。

(18) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下この号において「法」という。）に基づく次に掲げる
事務

ア 法第 15 条第 1 項に規定する輸出証明書の交付 1 件 870 円

イ 法第 17 条第 1 項に規定する適合施設（以下この号において「適合施設」という。）で規則で定めるものの認定の申請に対する審査 1 件 20,900 円

ウ イに規定する適合施設以外の適合施設の認定の申請に対する審査 1 件 10,400 円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市保健衛生関係事務手数料条例第 2 条第 18 号の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料につ

いて適用する。

(説 明)

営業許可証の再交付制度の新設、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市食品衛生に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「に規定する」を「の」に、「は、」を「は、当該」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「営業許可を受けた者は、前項の規定により交付された」を「許可営業者は、その保有する」に改め、「（以下「営業許可証」という。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 許可営業者は、営業許可証を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、営業許可証の再交付を受けなければならない。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

営業許可証の再交付制度を新設するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（令和 2
年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 自動車種別 | 時間区分 | 料金（1回1台につき） |
|-----------------------|----------------------------|---|
| 大型自動車 以外の対象 自動車 | 午前 8 時から 午後 8 時まで | 利用時間 30 分につき 100 円（そ の合計額が 600 円を超える場合に あっては、600 円） |
| | 午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで | 利用時間 60 分につき 100 円（そ の合計額が 400 円を超える場合に あっては、400 円） |
| 大型自動車 | | 利用時間 60 分につき 1,000 円 |

摘要

- 1 大型自動車以外の対象自動車に係る料金は、駐車場の利用に
係る時間区分（24 時間を超えて利用する場合には、同
一の時間区分における利用は、異なる時間区分における利用と
する。以下同じ。）ごとに算定するものとし、駐車場の利用が
2 以上の時間区分にわたる場合における料金の額は、それぞ
れの時間区分における料金の額の合計額とする。この場合におい
て、一の時間区分における利用時間が 30 分（午後 8 時から翌

日の午前8時までの時間区分にあつては、60分。以下摘要1において同じ。)に満たないとき又は当該利用時間に30分に満たない端数の時間があるときは、これらを30分とする。

2 次に掲げる駐車場の利用に係る料金の算定方法については、摘要1の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(1) 大型自動車以外の対象自動車について、午後5時から午後8時までの間に駐車場に入庫させ、かつ、同時刻後に駐車場から出庫させる場合におけるその入庫させたときからその入庫させた日の翌日の午前8時(同時刻前に駐車場から出庫させたときは、その出庫させたとき)までの間の駐車場の利用

(2) 大型自動車以外の対象自動車について、午前4時から午前8時までの間に駐車場に入庫させ、かつ、同時刻後に駐車場から出庫させる場合におけるその入庫させたときからその入庫させた日の午後8時(同時刻前に駐車場から出庫させたときは、その出庫させたとき)までの間の駐車場の利用

3 大型自動車にあつては、利用時間が60分に満たないとき又は利用時間に60分に満たない端数の時間があるときは、これらを60分とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る駐車料金について適用し、同日前の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前に入庫させた対象自動車(尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例第4条に規定する対象自動車をいう。)で同日以後引き続き駐車させているものについての同日前の利用に係る駐車料金の算定については、当該対象自動車を同日の午前0時に出庫させたものとみなす。

(説 明)

尼崎市立城内地区自動車駐車場の駐車料金の改定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例（昭和 42 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例

第 4 条の見出し中「水道事業等の」を削り、同条第 1 項中「尼崎市水道事業、尼崎市工業用水道事業、尼崎市下水道事業及び尼崎市モーターボート競走事業（以下「水道事業等」という。）」を「公営企業」に、「水道事業等の」を「公営企業の」に改め、同条第 2 項中「水道事業等」を「公営企業」に改め、同項第 4 号中「その他」の次に「公営企業の」を、「説明する」の次に「ため」を加え、同条第 3 項中「水道事業等の」を削り、「その提出期限」を「期限」に改め、同条第 4 項中「水道事業等の」を削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出しを「（尼崎市議会の議決を経るべき不服申立て等）」に改め、同条中「規定により議会の議決を経なければならない」を「条例で定める」に改め、「各号に掲げる」を削り、同条第 2 号中「こえる」を「超える」に改め、同条第 3 号中「和解」の次に「及び調停」を

加え、「最高の額)をこえる」を「最高額)を超える」に改め、同条第4号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に、「最高の額)をこえる」を「最高額)を超える」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「議会」を「尼崎市議会」に改め、同条中「規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない」を「条例で定める」に、「当該」を「法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの」に改め、同条を第3条とする。

第1条の見出し中「重要な」の前に「予算で定めるべき」を加え、同条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「規定により予算で定めなければならない」を「条例で定める重要な」に、「以上の」を「以上である」に、「でその」を「で、その」に、「30,000,000円」を「60,000,000円」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）に基づき予算で定めるべき公営企業（法に基づき市が経営する企業をいう。以下同じ。）の用に供する重要な資産の取得及び処分その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方公営企業法の規定により予算で定めなければならない重要な資産の基準等について、金額の引き上げ及び項目の追加を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市営住宅等基金条例について

尼崎市営住宅等基金条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅等基金条例

(設置)

第 1 条 尼崎市営住宅等の整備及び管理に要する経費の財源を確保するため、尼崎市営住宅等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市営住宅等基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 芦原公園 100 分の 70

第 1 条の 3 第 3 項第 4 号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 小田南公園 100 分の 70

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

小田南公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限について変更を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例
の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例
の一部を改正する条例

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例（昭和 4
0 年尼崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「者」の次に「又はその執行を受けることがなくなる
までの者」を加える。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(4) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

第 7 条を次のように改める。

（報酬）

第 7 条 団員には、この条に定めるところにより、年額報酬及び出勤報
酬を支給する。

2 年額報酬は、半期（4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月
1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間の各期間をいう。以下同じ。）
ごとに、別表第 1 に定める額の半額を支給する。ただし、半期中途
において次のいずれかに該当する場合は、当該半期分として支給する
額は、同表に定める額について月割により計算した額とする。

(1) 新たに団員となり、又は団員が退職した場合

(2) 団員について別表第 1 の左欄に掲げる区分に異動があった場合

3 前項ただし書の規定による月割による計算の方法は、規則で定める。

4 出勤報酬は、半期ごとに、当該半期における実績に基づき別表第 2
の規定により計算した額を支給する。

5 第 2 項の規定により年額報酬を支給する日及び前項の規定により出

動報酬を支給する日は、規則で定める。

第7条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第7条の2 団員が公務のために旅行したときは、その費用弁償として、任命権者が市長と協議して定める額(団長にあっては、市長が別に定める額)を地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員の例により支給する。

第14条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加える。

付則第5項を削る。

別表を削り、付則の次に次の2表を加える。

別表第1

| 区 分 | 報酬の額 |
|----------|-------------|
| 1 団長 | 年額 150,000円 |
| 2 副団長 | 年額 87,000円 |
| 3 分団長 | 年額 64,000円 |
| 4 副分団長 | 年額 54,000円 |
| 5 部長 | 年額 46,000円 |
| 6 班長 | 年額 38,000円 |
| 7 機関員 | 年額 37,000円 |
| 8 連絡員 | 年額 36,500円 |
| 9 その他の団員 | 年額 36,000円 |

備考

- 1 「機関員」とは、尼崎市消防団において使用する車両の運転等を担当する団員で、団長が指定するものをいう。
- 2 「連絡員」とは、災害時における団員間の指示の連絡等を担当する団員で、団長が指定するものをいう。

別表第2

| 種 別 | 報酬の額 |
|-----|------|
|-----|------|

| | 単位 | 単 価 |
|-------------------------------------|----|--|
| 1 災害活動のため出動したとき（第2項に該当する場合を除く。）。 | 回 | 1,000円（災害活動に従事した場合にあっては、4,000円（出勤から帰着までの時間が3時間を超える場合にあっては、8,000円）） |
| 2 災害活動（大規模災害に係るものに限る。）に従事したとき。 | 日 | 8,000円 |
| 3 警戒活動、訓練、広報業務その他の災害活動以外の業務に従事したとき。 | 回 | 1,000円 |

備考

- 1 「災害活動」とは、災害時に行う消火活動、救助活動、救急活動その他の活動をいう。
- 2 「大規模災害」とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号のいずれかに該当する災害をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

消防団員の確保に係る対策として消防団員の処遇改善を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 40 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年尼崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「消防団員」の前に「損害補償を受ける権利は、」を加え、「、損害補償を受ける権利は」を削り、同条第 2 項中「ことは」を「ことが」に改め、同項ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（説 明）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 4 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立中央南生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立中央南生涯学習プラザ |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福 井 進 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立中央南生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第42号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 契約の期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 3 契約の金額 | 11,964,000円を上限とする額 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い |
| 6 契約の相手方 | 芦屋市松ノ内町6番20号 弁護士 重 田 和 寿 |

(説明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第252条の36の規定により、本案を提出する。

議案第 4 3 号

指定管理者の指定について

尼崎市立社会体育施設の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立屋内プール 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2
- (2) 尼崎市立中央体育館 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2
- (3) 尼崎市立小田体育館 尼崎市潮江 1 丁目 1 5 番 3 号
- (4) 尼崎市立大庄体育館 尼崎市菜切山町 2 0 番地
- (5) 尼崎市立立花体育館 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
- (6) 尼崎市立武庫体育館 尼崎市武庫之荘 8 丁目 1 7 番 5 号
- (7) 尼崎市立園田体育館 尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号

2 指定管理者 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

代表理事 福 井 進

3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立社会体育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 4 4 号

工事請負契約について

サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 3 3 9 , 0 8 6 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市南武庫之荘 1 丁目 2 9 番 1 5 号
株式会社西三設備
代表取締役 西 村 一 浩

(説 明)

サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| 機 械 | 機械設備工事 空調換気設備工事 一式 自動制御設備工事 一式 衛生器具設備工事 一式 給排水給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式 温水プールろ過循環設備工事 一式 撤去工事 一式 |

議案第 45 号

工事請負契約について

サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西御園町 93 番地の 2 工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 220,000,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市東七松町 2 丁目 2 番 10 号 山口電気工事株式会社 代表取締役 山 口 寛 |

(説 明)

サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--------------|
| 電 気 | 電気設備工事 |
| | 電灯設備工事 一 式 |
| | 動力設備工事 一 式 |
| | 受変電設備工事 一 式 |
| | 発電設備工事 一 式 |
| | 弱電設備工事 一 式 |
| | 火災報知設備工事 一 式 |
| | 撤去工事 一 式 |

議案第46号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
 - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
 - (2) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]
 - エ [Redacted]
 - オ [Redacted]
 - (3) [Redacted]

- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- (7) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]
- エ [Redacted]
- (8) [Redacted]
- (9) [Redacted]
- (10) [Redacted]
- (11) [Redacted]

3 金額等

- (1) [Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]
 - エ [Redacted]
 - オ [Redacted][Redacted]
- (3) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted][Redacted]
- (4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (5) [Redacted]
[Redacted]
- (6) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (7) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]
 - エ [Redacted][Redacted]
- (8) [Redacted]

(9)

(10)

(11)

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち、当該借受人が死亡したもの、破産手続開始の決定を受けたもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第 47 号

指定管理者の指定について

尼崎市立あこや学園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立あこや学園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北 江 有 弘 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立あこや学園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2
44 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第48号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者福祉会館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市稲葉荘3丁目9番26号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市稲葉荘3丁目9番26号 特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事 高 尾 絹 代 |
| 4 | 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立身体障害者福祉会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 49 号

指定管理者の指定について

尼崎市立たじかの園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立たじかの園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北 江 有 弘 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立たじかの園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2
44 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第50号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者福祉センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市三反田町1丁目1番1号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北 江 有 弘 |
| 4 | 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立身体障害者福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立城内青少年体育道場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立城内青少年体育道場 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南城内 7 番地の 2 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西難波町 3 丁目 6 番 3 号 尼崎市剣道連盟 会長 柴 田 侃 一 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立城内青少年体育道場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第52号

指定管理者の指定について

尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立立花青少年体育道場 尼崎市立花町3丁目10番15号
- (2) 尼崎市立園田青少年体育道場 尼崎市東園田町8丁目111番地の8

2 指定管理者 尼崎市若王寺2丁目18番5号

尼崎市スポーツ少年団

本部長 大 野 明

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第53号

指定管理者の指定について

尼崎市尼崎学園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 施設の名称 尼崎市尼崎学園
- 2 施設の位置 神戸市北区道場町塩田字東山岡3083番地
- 3 指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 北 江 有 弘
- 4 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(説明)

尼崎市尼崎学園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第54号

工事請負契約について

第3工場跡地整備事業請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 第3工場跡地整備事業請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大高洲町2番地 工事概要 クリーンセンター第3工場の解体及び 清掃事務所等の建設 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価） |
| 4 | 契約の金額 | 2,057,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市中央区海岸通4番地 株式会社鴻池組神戸支店 支店長 加 藤 一 哉 |

（説 明）

第3工場跡地整備事業を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

議案第55号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

| 路 線 名 | 起 点 |
|----------|--------------|
| | 終 点 |
| 市道第886号線 | 西昆陽2丁目318-3 |
| | 西昆陽2丁目318-4 |
| 市道第887号線 | 西昆陽2丁目318-19 |
| | 西昆陽2丁目318-13 |
| 市道第888号線 | 西昆陽2丁目318-31 |
| | 西昆陽2丁目318-26 |
| 市道第889号線 | 次屋3丁目85-10 |
| | 次屋3丁目85-3 |
| 市道第890号線 | 武庫之荘8丁目292 |
| | 武庫之荘8丁目149-2 |

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第886号線
市道第887号線
市道第888号線
市道第889号線

市営時友住宅地先市道整備に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第890号線

以上の路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

議案第56号

指定管理者の指定について

記念公園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 記念公園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西長洲町1丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福 井 進 |
| 4 | 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

(説明)

記念公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。